



資 料 提 供
滋賀労働局発表 平成21年11月20日（金）

担	滋賀労働局職業安定部職業対策課
	課 長 片桐 廣男
	課 長 補 佐 大矢 俊典
当	障害者雇用担当官 上田 善幸
	電話077-526-8686

滋賀県における民間企業の障害者の実雇用率は、1.67%

（平成21年6月1日現在の障害者の雇用状況について）

障害者の雇用の促進等に関する法律は、1人以上の身体障害者又は知的障害者を雇用することを義務づけている事業主等から、毎年6月1日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）の雇用状況について報告を求めている。

滋賀労働局では、滋賀県内に本社のある企業規模56人以上の民間企業577社（法定雇用率1.8%）及び規模48人以上の地方公共団体について、平成21年6月1日現在における障害者の雇用状況を取りまとめた。

1. 一般の民間企業における雇用状況

雇用されている障害者の数は ^(注1) 1,773人、 ^(注2) 実雇用率は1.67%
--

(注1) 障害者の数は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の合計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、その1人の雇用をもって2人の雇用に相当するものとしてカウントされ、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については1人分として、精神障害者である短時間労働者については0.5人分としてカウントされる。

(注2) 実雇用率は、上記により算出した障害者の数を法定雇用障害者数の算定基礎となる労働者数（常用労働者総数から業種ごとに定められた除外率相当数を除いた労働者数）で除したものである。

滋賀県に本社のある民間企業（56人以上規模）において雇用されている障害者数は1,773人で、実雇用率は前年より0.02ポイント上昇して1.67%となった。

報告企業は前年より32社減少の577社、常用労働者数（法定雇用障害者数の算定基礎となる労働者数）は2,984人減少の106,045人、雇用されている障害者数は27人減少の1,773人であった。

障害者のうち身体障害者は35人減少の1,287人、知的障害者は1人減少の433人、精神障害者は9人増加の53人であった。（第1表）

雇用率達成企業割合は55.8%

法定雇用率達成企業は前年より8社減少して322社となったが、達成企業割合は前年を1.6ポイント上回り55.8%となった。(第1表)

規模別の状況

雇用されている障害者数を企業規模別にみると、56～99人規模企業で284.5人(前年比31.5人減)、100人～299人規模企業で592.5人(前年比24.5人減)、500～999人企業規模で118人(前年比7人減)と前年より減少したが、300～499人規模企業で221人(前年比21人増)、1,000人以上規模で557人(前年比15人増)と前年より増加した。

企業規模別の実雇用率は、56～99人規模企業では1.51%(前年1.53%)、100～299人規模企業では1.53%(前年1.48%)、300～499人規模企業では1.47%(前年1.42%)、500～999人規模企業では1.44%(前年1.51%)、1,000人以上規模企業では、2.21%(前年2.22%)となっている。(第2表)

産業別の状況

前年と比較し実雇用率が上昇した産業は、

建設業	1.74%	(前年1.01%)
情報通信業	1.04%	(前年0.85%)
運輸業、郵便業	1.87%	(前年1.61%)
卸売業、小売業	1.73%	(前年1.70%)
金融業、保険業	1.73%	(前年1.68%)
学術研究、専門・技術サービス業	1.31%	(前年1.28%)
生活関連サービス業、娯楽業	2.02%	(前年1.93%)
医療・福祉	1.71%	(前年1.60%)
サービス業	1.35%	(前年1.22%)

前年と比較し実雇用率が低下した産業は、

製造業	1.74%	(前年1.75%)
不動産業・物品賃貸業	0.57%	(前年0.60%)
宿泊業、飲食サービス業	1.48%	(前年1.59%)
教育・学習支援業	0.00%	(前年1.74%)
複合サービス業	1.52%	(前年1.60%)

であった。(第3表)

不足数の状況

法定雇用率未達成企業255社のうち、0.5人又は1人雇用すれば法定雇用率を達成できる企業（1人不足企業）は、189社で74.1%を占めている。

また、障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業）は、法定雇用率未達成企業の62.0%を占める158社となっている。（第4表）

2. 地方公共団体における雇用状況

雇用されている障害者の数は488人、実雇用率は2.17%

地方公共団体（県・市町及び公営企業等）の機関において雇用されている障害者の数は、488人で前年より10人減少した。

各機関の実雇用率は、滋賀県（知事部局・病院事業庁・企業庁）が2.53%、滋賀県教育委員会が1.71%、地方公共団体34機関が2.40%であった。

滋賀県内では、滋賀県教育委員会で法定雇用率が未達成となっている。
（第5表、第6表）

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- | | | | | |
|---------------|-------|---|---------------|-------|
| ○ 民間企業 | …………… | 〔 | 一般の民間企業 …………… | 1. 8% |
| | | | (56人以上規模の企業) | |
| | | 〕 | 特殊法人 …………… | 2. 1% |
| | | | 〔 | |
| | | | 労働者数48人以上規模の | |
| | | | 特殊法人及び独立行政法人 | |
| | | | 〕 | |
| ○ 国、地方公共団体 | …………… | | | 2. 1% |
| | | | (48人以上規模の機関) | |
| ○ 都道府県等の教育委員会 | …………… | | | 2. 0% |
| | | | (50人以上規模の機関) | |

(カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。)

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 短時間労働者は原則的に実雇用率にはカウントされないが、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

第1表 民間企業における雇用状況概況

区分	①企業数	②法定雇用障害者の真定基礎となる労働者数(人)		③障害者の数				④実雇用率 E/②×100 (%)	⑤法定雇用率達成企業の数の割合 (%)
		A. 重度身体障害者及び知的障害者	B. 重度身体障害者及び知的障害者である労働者	C. 重度身体障害者以外の身体障害者、知的障害者及び知的障害者である労働者	D. 精神障害者	E. 計	F. うち新規雇用分		
滋賀県	577 (609)	106,045 (109,029)	34 (39)	1,041 (1,038)	16 (10.0)	1,773.0 (1,800.0)	125.5 (149.0)	322 (330)	55.8 (54.2)
全国	72,328 (73,042)	20,441,198 (20,499,012)	86,331 (84,523)	6,089 (5,611)	2,063.0 (1,512.0)	332,811.5 (325,603.0)	29,985.0 (36,840.5)	32,891 (32,803)	45.5 (44.9)

注1 法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者数(人)とは、常用労働者総数から除外率相当数を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数である。
 2 障害者の数とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。A欄の重度障害者については法律上1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行っている。また、D欄の「精神障害者である短時間労働者」については、法律上1人を0.5人に相当するものとしている。
 3 A欄の「重度障害者」には短時間労働者の数は含まれていない。
 4 下段()内は平成20年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることになった。

障害種別雇用状況

区分	①障害者数 (②+③+④)	②身体障害者の数			③知的障害者の数			④精神障害者の数					
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者	c. 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度知的障害者である短時間労働者	d. 精神障害者	e. 計	f. うち新規雇用分			
滋賀県	1,773 (1,800.0)	323 (333)	28 (32)	613 (624)	76 (103)	1,287 (1,322)	22 (26)	6 (7)	433 (434)	38 (37)	45 (39)	53.0 (44.0)	11.5 (9.0)
全国	332,811.5 (325,603.0)	75,396 (74,273)	4,443 (4,065)	113,031 (113,432)	20,996 (27,348)	268,266 (266,043)	10,935 (10,250)	1,646 (1,546)	56,835 (53,563)	7,001 (7,453)	6,679 (5,241)	2,063.0 (1,512.0)	1,988.0 (2,039.5)

注 下段()内は平成20年6月1日現在の数値である。

第2表 企業規模別の雇用状況
(1)概況

区分	①企業数	②法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者数(人)	③障害者の数					E. 計 C+D×0.5 +B+ F.うち新規 雇用分	④実雇用率 E/②×100 (%)	⑤法定雇用企業 率選成企業 の数の数	⑥法定雇 用率選成 企業の割合 (%)
			A. 重度身体障害者及び知的障害者	B. 重度身体障害者及び知的障害者である短時間労働者	C. 重度身体障害者以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者	精神障害者であるA×2+B+ C+D×0.5				
56～99	254	18,884	45	5	189	1	284.5	10.0	1.51	144	56.7
	(278)	(20,640)	(56)	(5)	(199)	(0)	(316.0)	(21.0)	(1.53)	(151)	(54.3)
100～299	257	38,797	108	10	361	11	592.5	42.0	1.53	149	58.0
	(268)	(41,599)	(114)	(9)	(376)	(8)	(617.0)	(55.5)	(1.48)	(153)	(57.1)
300～499	44	15,005	45	2	128	2	221.0	14.0	1.47	19	43.2
	(41)	(14,077)	(45)	(2)	(108)	(0)	(200.0)	(16.0)	(1.42)	(15)	(36.6)
500～999	14	8,187	29	4	56	0	118.0	12.0	1.44	5	35.7
	(14)	(8,301)	(30)	(6)	(59)	(0)	(125.0)	(19.0)	(1.51)	(5)	(35.7)
1,000人以上	8	25,172	118	13	307	2	557.0	47.5	2.21	5	62.5
	(8)	(24,412)	(114)	(17)	(296)	(2)	(542.0)	(37.5)	(2.22)	(6)	(75.0)
規模計	577	106,045	345	34	1,041	16	1,773.0	125.5	1.67	322	55.8
	(609)	(109,029)	(359)	(39)	(1,038)	(10)	(1,800.0)	(149.0)	(1.65)	(330)	(54.2)

注 下段()内は平成20年6月1日現在の数値である。

(2)障害種別雇用状況

区分	①障害者数 (②+③+④)	②身体障害者の数			③知的障害者の数			④精神障害者の数				
		A. 重度身体障害者	B. 重度以外の身体障害者	C. 重度身体障害者である短時間労働者	D. 計 A×2+B+C	A. 重度知的外の知的障害者	B. 重度以外の知的障害者	C. 重度知的障害者である短時間労働者	D. 計 A×2+B+C	A. 精神障害者	B. 精神障害者である短時間労働者	C. 計 A+B×0.5
56～99	284.5 (316.0)	42 (50)	110 (115)	4 (4)	198 (219)	3 (6)	74 (79)	1 (1)	81 (92)	5 (5)	1 (0)	5.5 (5.0)
100～299	592.5 (617.0)	98 (103)	226 (244)	10 (8)	432 (458)	10 (11)	118 (121)	0 (1)	138 (144)	17 (11)	11 (8)	22.5 (15.0)
300～499	221.0 (200.0)	44 (43)	82 (70)	1 (1)	171 (157)	1 (2)	44 (35)	1 (1)	47 (40)	2 (3)	2 (0)	3.0 (3.0)
500～999	118.0 (125.0)	27 (28)	40 (38)	4 (6)	98 (100)	2 (2)	13 (16)	0 (0)	17 (20)	3 (5)	0 (0)	3.0 (5.0)
1,000人以上	557.0 (542.0)	112 (109)	155 (157)	9 (13)	388 (388)	6 (5)	134 (124)	4 (4)	150 (138)	18 (15)	2 (2)	19.0 (16.0)
規模計	1773.0 (1,800.0)	323 (333)	613 (624)	28 (32)	1,287 (1,322)	22 (26)	383 (375)	6 (7)	433 (434)	45 (39)	16 (10)	53.0 (44.0)

注 下段()内は平成20年6月1日現在の数値である。

第3表 一般の民間企業における産業別障害者の雇用状況

(1)概況

区分	①企業数	②法定雇用率の算定基礎となる労働者数(人)	③障害者の数				④実雇用率 E/②×100 (%)	⑤法定雇用率達成企業の数	⑥法定雇用率達成企業の割合 (%)
			A. 重度障害者(1週間の所定労働時間が30時間以上)	B. 重度身体障害者及び知的障害者である障害者及び精神障害者	C. 重度以外の身体障害者である障害者	D. 精神障害者である障害者			
農・林・漁・鉱業	0 (1)	0 (67)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1.49)	0 (1)	- (100.0)
建設業	9 (10)	861 (990)	3 (1)	9 (8)	0 (0)	1 (0)	1.74 (1.01)	5 (5)	55.6 (50.0)
製造業	238 (266)	46,292 (49,090)	172 (184)	455 (483)	0 (1)	42.0 (57.0)	1.74 (1.75)	138 (155)	58.0 (58.3)
電気・ガス・熱供給・水道業	1 (0)	110 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (0)	0 (0)	0.0 (0)
情報通信業	8 (6)	1,449 (1,172)	2 (2)	10 (6)	0 (0)	15.0 (10.0)	1.04 (0.85)	4 (2)	50.0 (40.0)
運輸業、郵便業	27 (25)	3,044 (3,098)	10 (9)	37 (32)	0 (0)	5.0 (3.0)	1.87 (1.61)	14 (15)	51.9 (60.0)
卸売業、小売業	73 (75)	19,590 (19,755)	43 (44)	233 (225)	5 (5)	27.5 (25.5)	1.73 (1.70)	33 (28)	45.2 (37.3)
金融業、保険業	11 (8)	5,773 (5,178)	29 (26)	40 (33)	0 (0)	9.0 (3.0)	1.73 (1.68)	7 (5)	63.6 (62.5)
不動産業、物品賃貸業	8 (8)	707 (665)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	4.0 (2.0)	0.57 (0.60)	2 (2)	25.0 (25.0)
学術研究、専門・技術サービス業	8 (10)	1,448 (1,323)	6 (6)	7 (5)	0 (0)	2.0 (2.0)	1.31 (1.28)	5 (5)	62.5 (50.0)
宿泊業、飲食サービス業	16 (17)	2,291 (2,391)	7 (8)	20 (22)	0 (0)	34.0 (38.0)	1.48 (1.59)	8 (10)	50.0 (58.8)
生活関連サービス業、娯楽業	15 (16)	1,778 (1,712)	7 (5)	22 (21)	0 (0)	36.0 (33.0)	2.02 (1.93)	7 (7)	46.7 (43.8)
教育、学習支援業	7 (11)	573 (1,901)	0 (10)	0 (13)	0 (0)	0.0 (4.0)	- (1.74)	0 (6)	0.0 (54.5)
医療、福祉	97 (91)	12,829 (11,865)	36 (33)	136 (116)	9 (3)	25.5 (29.5)	1.71 (1.60)	64 (54)	66.0 (59.3)
複合サービス業	13 (16)	2,805 (3,552)	10 (14)	22 (29)	1 (0)	42.5 (6.0)	1.52 (1.60)	11 (12)	84.6 (75.0)
サービス業	46 (50)	6,495 (6,270)	18 (15)	50 (44)	1 (1)	87.5 (76.5)	1.35 (1.22)	24 (23)	52.2 (46.9)
産業計	577 (609)	106,045 (109,029)	345 (359)	1,041 (1,038)	16 (10)	125.5 (149.0)	1.67 (1.65)	322 (330)	55.8 (54.2)

注 下段()は平成20年6月1日現在の数値である。

(2)産業別の雇用状況(障害種別)

区分	①障害者の数		②身体障害者の数			③知的障害者の数			④精神障害者の数				
	A. 重度身体障害者(1週間の所定労働時間が30時間以上)	B. 重度以外の身体障害者	A. 重度身体障害者(1週間の所定労働時間が30時間以上)	B. 重度以外の知的障害者	C. 重度以外の知的障害者(1週間の所定労働時間が30時間以上)	D. 計	A. 重度知的障害者(1週間の所定労働時間が30時間以上)	B. 重度以外の知的障害者	C. 重度知的障害者(1週間の所定労働時間が30時間以上)	D. 計	A. 精神障害者	B. 精神障害者(時間労働者)	C. 計
農・林・漁・鉱業	0.0 (1.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)
建設業	15.0 (10.0)	3 (1)	7 (7)	0 (0)	13 (9)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)
製造業	804.0 (858.5)	163 (171)	264 (289)	4 (6)	594 (637)	9 (13)	167 (174)	1 (0)	186 (201)	24 (20)	0 (1)	0 (1)	24.0 (20.5)
電気・ガス・熱供給・水道業	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)
情報通信業	15.0 (10.0)	2 (2)	9 (5)	1 (0)	14 (9)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (1.0)
運輸業、郵便業	57.0 (50.0)	10 (9)	30 (24)	0 (0)	50 (42)	0 (0)	6 (7)	0 (0)	6 (7)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1.0 (1.0)
卸売業、小売業	339.5 (335.5)	36 (37)	99 (101)	14 (16)	185 (191)	7 (7)	127 (117)	4 (4)	145 (135)	7 (7)	5 (5)	0 (0)	9.5 (9.5)
金融業、保険業	100.0 (87.0)	29 (26)	40 (33)	2 (2)	100 (87)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)
不動産業、物品賃貸業	4.0 (4.0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)
学術研究、専門・技術サービス業	19.0 (17.0)	6 (6)	5 (3)	0 (0)	17 (15)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)
宿泊業、飲食サービス業	34.0 (38.0)	7 (7)	12 (14)	0 (1)	26 (28)	0 (1)	8 (8)	0 (0)	8 (10)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)
生活関連サービス業、娯楽業	36.0 (33.0)	4 (2)	8 (6)	0 (1)	16 (11)	3 (3)	14 (15)	0 (1)	20 (22)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)
教育、学習支援業	0.0 (33.0)	0 (10)	0 (12)	0 (0)	0 (32)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (1.0)
医療、福祉	219.5 (189.5)	35 (32)	81 (68)	6 (5)	157 (137)	1 (1)	46 (42)	1 (1)	49 (45)	9 (6)	9 (3)	0 (0)	13.5 (7.5)
複合サービス業	42.5 (57.0)	10 (14)	18 (25)	0 (0)	38 (53)	0 (0)	3 (4)	0 (0)	3 (4)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	1.5 (0.0)
サービス業	87.5 (76.5)	16 (14)	40 (37)	1 (2)	73 (67)	2 (1)	7 (4)	0 (0)	11 (6)	3 (3)	1 (1)	0 (0)	3.5 (3.5)
産業計	1773.0 1800.0	323.0 333.0	613.0 624.0	28.0 33.0	1287.0 1322.0	22.0 26.0	383.0 375.0	6.0 7.0	433.0 434.0	45.0 39.0	16.0 10.0	0.0 44.0	53.0 44.0

注 下段()は平成20年6月1日現在の数値である。

製造業における雇用状況(障害種別)

区 分	①障害者の数	②身体障害者の数				③知的障害者の数				④精神障害者の数		
		A. 重度身体障害者(1週間の所定労働時間が30時間以上)	B. 重度以外の身体障害者	C. 重度身体障害者である短時間労働者	D. 計 A×2+B+C	A. 重度知的障害者(1週間の所定労働時間が30時間以上)	B. 重度以外の知的障害者	C. 重度知的障害者である短時間労働者	D. 計 A×2+B+C	A. 精神障害者	B. 精神障害者である短時間労働者	C. 計 A+B×0.5
食料品・たばこ	36 (50)	0 (1)	3 (6)	1 (1)	4 (9)	1 (3)	28 (33)	1 (1)	31 (40)	1 (1)	0 (0)	1.0 (1.0)
繊維工業	39 (40)	8 (8)	12 (15)	0 (0)	28 (31)	0 (0)	8 (8)	0 (0)	8 (8)	3 (1)	0 (0)	3.0 (1.0)
木材・家具	9 (9)	2 (2)	5 (5)	0 (0)	9 (9)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)
パルプ・紙・印刷	26 (17)	6 (4)	10 (9)	0 (0)	22 (17)	0 (0)	3 (0)	0 (0)	3 (0)	1 (0)	0 (0)	1.0 (0.0)
化学工業	63 (81)	10 (10)	28 (37)	0 (1)	48 (58)	1 (2)	13 (19)	0 (0)	15 (23)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)
窯業・土石	135 (137)	28 (26)	49 (54)	0 (0)	105 (106)	0 (0)	25 (26)	0 (0)	25 (26)	5 (5)	0 (0)	5.0 (5.0)
鉄鋼	10 (13)	2 (3)	5 (6)	0 (0)	9 (12)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)
非鉄金属	10 (17)	3 (4)	1 (3)	0 (0)	7 (11)	1 (2)	1 (2)	0 (0)	3 (6)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)
金属製品	52 (64)	7 (8)	18 (18)	1 (3)	33 (37)	1 (3)	17 (21)	0 (0)	19 (27)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)
電機機械	158 (72)	41 (14)	37 (22)	0 (0)	119 (50)	2 (2)	31 (18)	0 (0)	35 (22)	4 (0)	0 (0)	4.0 (0.0)
その他機械	201 (201)	45 (49)	73 (70)	2 (1)	165 (169)	2 (0)	23 (24)	0 (0)	27 (24)	9 (8)	0 (0)	9.0 (8.0)
その他	65.0 (157.5)	11 (42)	23 (44)	0 (0)	45 (128)	1 (1)	17 (22)	0 (0)	19 (24)	1 (5)	0 (1)	1.0 (5.5)
産業計	804.0 (858.5)	163 (171)	264 (289)	4 (6)	594 (637)	9 (13)	167 (174)	1 (1)	186 (201)	24 (12)	0 (2)	24.0 (13.0)

注 下段()は平成20年6月1日現在の数値である。

第4表 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	①企業の数	②うち法定雇用率未達成企業の数 (下段は①の構成比)	③不足数(下段は②の構成比)								④障害者の数が0人である企業数 (下段は②の構成比)
			0. 5人又は1人	1. 5人又は2人	2. 5人又は3人	3. 5人又は4人	4. 5人又は5人	5. 5人以上			
56～99人	254	110 43.3	110 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	110 100.0	
100～299人	257	108 42.0	68 63.0	34 31.5	4 3.7	2 1.9	0 0.0	0 0.0	0 0.0	47 43.5	
300～499人	44	25 56.8	7 28.0	6 24.0	5 20.0	6 24.0	0 0.0	0 0.0	1 4.0	1 4.0	
500～999人	14	9 64.3	3 33.3	2 22.2	1 11.1	1 11.1	0 0.0	0 0.0	2 22.2	0 0.0	
1,000人以上	8	3 37.5	1 33.3	0 0.0	0 0.0	1 33.3	0 0.0	0 0.0	1 33.3	0 0.0	
規模計	577	255 44.2	189 74.1	42 16.5	10 3.9	10 3.9	0 0.0	0 0.0	4 1.6	158 62.0	

(注)1 ③欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならぬ障害者の数である。

第5表 地方公共団体における障害者の在職状況

区分	①職員数(除外職員を除く) (人)	②障害者の数 (人)	③実雇用率 ②÷①×100 (%)
滋賀県庁	3,121 (3,204)	79.0 (78.0)	2.53 (2.43)
滋賀県病院事業庁	-	-	-
滋賀県企業庁	-	-	-
滋賀県教育委員会 (法定雇用率2.0%)	8,071 (8,089)	138.0 (141.0)	1.71 (1.74)
市町の機関	11,274 (11,356)	271.0 (279.0)	2.40 (2.46)
合計	22,466 (22,649)	488.0 (498.0)	2.17 (2.20)
都道府県の機関	315,993 (326,448)	7,825.0 (7,968.5)	2.48 (2.44)
都道府県 教育委員会 (法定雇用率2.0%)	541,403 (553,373)	9,217.0 (8,767.0)	1.70 (1.58)
市町村の 機関	946,950 (962,319)	22,417.5 (22,397.0)	2.37 (2.33)
全 国			

注 下段()は平成20年6月1日現在の数値である。
 滋賀県は、滋賀県病院事業庁及び滋賀県企業庁と特別認定を受けている。
 特別認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、滋賀労働局長の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務するとみなして法の適用を行う。

第6表 市町等の各機関の状況

機 関 名	① 法定雇用障害者数の算 定の基礎となる職員数 (人)	② 障害者の数 (人)	③ 実雇用率 (%)	④ 不足数 (人)	備 考
計	11,274	271.0	2.40	0	
大津市	2,053	49.0	2.39	0	特例認定あり(注4-①)
高島市	432	12.0	2.78	0	
彦根市	833	19.0	2.28	0	特例認定あり(注4-⑧)
長浜市	758	15.0	1.98	0	特例認定あり(注4-②)
米原市	382	10.0	2.62	0	特例認定あり(注4-③)
近江八幡市	448	11.0	2.46	0	特例認定あり(注4-⑦)
近江八幡市立総合医療センター	267	5.0	1.87	0	
東近江市	996	20.0	2.01	0	特例認定あり(注4-⑨)
甲賀市	573	13.0	2.27	0	
湖南市	445	10.0	2.25	0	特例認定あり(注4-④)
草津市	558	11.0	1.97	0	
守山市	658	18.0	2.74	0	特例認定あり(注4-⑤)
野洲市	277	8.0	2.89	0	
栗東市	306	13.0	4.25	0	
安土町	79	1.0	1.27	0	
日野町	136	3.0	2.21	0	
竜王町	106	3.0	2.83	0	
愛荘町	217	5.0	2.30	0	特例認定あり(注4-⑥)
豊郷町	82	2.0	2.44	0	
甲良町	73	2.0	2.74	0	
多賀町	74	1.0	1.35	0	
虎姫町	81	2.0	2.47	0	
湖北町	95	1.0	1.05	0	
高月町	112	2.0	1.79	0	
木之本町	93	4.0	4.30	0	
余呉町	56	2.0	3.57	0	
西浅井町	73	1.0	1.37	0	
公立甲賀病院組合	221	7.0	3.17	0	
伊香郡病院組合	190	7.0	3.68	0	
高島市教委	109	3.0	2.75	0	
甲賀市教委	207	5.0	2.42	0	
草津市教委	110	2.0	1.82	0	
野洲市教委	89	2.0	2.25	0	
栗東市教委	85	2.0	2.35	0	特例認定あり(注4-⑩)
公立大学法人滋賀県立大学	132	5.0	3.79	0	
滋賀県警察本部	284	6.0	2.11	0	

注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

注2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントし、短時間勤務職員である重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントしている。

注3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が1となることもあり、この場合、法定雇用率達成となる。

注4 特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、滋賀労働局長の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

①大津市は、大津市教育委員会及び大津市企業庁と特例認定を受けている。

②長浜市は、長浜市教育委員会と特例認定を受けている。

③米原市は、米原市教育委員会と特例認定を受けている。

④湖南市は、湖南市教育委員会と特例認定を受けている。

⑤守山市は、守山市教育委員会と特例認定を受けている。

⑥愛荘町は、愛荘町教育委員会と特例認定を受けている。

⑦近江八幡市は、近江八幡市教育委員会と特例認定を受けている。

⑧彦根市は、彦根市教育委員会と特例認定を受けている。

⑨東近江市は、東近江市教育委員会と特例認定を受けている。

⑩栗東市教育委員会においては、栗東市と10月30日に特例認定を受けている。

<参考>

一般の民間企業における雇用状況の推移

(各年6月1日現在)

	常用労働者数(人)		障害者の数(人)		実雇用率(%)		法定雇用率達成企業の割合(%)	
		対前年増減		対前年増減	滋賀県	全国	滋賀県	全国
63	70,464	5.9	1,330	19.8	1.89	1.31	76.5	51.5
元	72,128	2.4	1,334	0.3	1.85	1.32	72.3	51.6
2	73,425	1.8	1,408	5.5	1.92	1.32	77.3	52.2
3	75,849	3.3	1,427	1.3	1.88	1.32	72.0	51.8
4	77,233	1.8	1,464	2.6	1.90	1.36	70.9	51.9
5	77,047	-0.2	1,484	1.4	1.93	1.41	70.5	51.4
6	77,165	0.2	1,492	0.5	1.93	1.44	69.9	50.4
7	78,155	1.3	1,474	-1.2	1.89	1.45	67.3	50.6
8	78,865	0.9	1,470	-0.3	1.86	1.47	66.5	50.5
9	80,926	2.6	1,519	3.3	1.88	1.47	66.2	50.2
10	81,972	1.3	1,619	6.6	1.98	1.48	70.1	50.1
11	84,396	3.0	1,585	-2.1	1.88	1.49	59.7	44.7
12	83,150	-1.5	1,563	-1.4	1.88	1.49	61.2	44.3
13	83,582	0.5	1,560	-0.2	1.86	1.49	61.2	43.7
14	83,540	-0.1	1,509	-3.3	1.81	1.47	56.7	42.5
15	85,228	2.0	1,534	1.7	1.80	1.48	56.5	42.5
16	89,628	5.2	1,507	-1.8	1.68	1.46	54.7	41.7
17	94,210	5.1	1,576	4.6	1.67	1.49	54.5	42.1
18	97,705	3.7	1,662	5.5	1.70	1.52	56.9	43.4
19	103,544	6.0	1,709.5	2.9	1.65	1.55	55.6	43.8
20	109,029	5.3	1,800.0	5.3	1.65	1.59	54.2	44.9
21	106,045	-2.7	1,773.0	-1.5	1.67	1.63	55.8	45.5

注 障害者の数とは、次に掲げる者の合計である。

昭和63年～平成4年 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者
平成5年～

{ 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
知的障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

平成18年～

精神障害者(短時間労働者は1人を0.5人としてカウント)を対象に加える。